

見解書

—八王子市戸吹清掃工場建設事業—

平成5年7月

八王子市

1 総 括

1.1 事業者の名称及び住所

名 称：八王子市

代表者：八王子市長 波多野 重雄

住 所：八王子市元本郷町三丁目24番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：八王子市戸吹清掃工場建設事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、現在の戸吹清掃工場の西側隣接地に新しい清掃工場を建設するものである。

事業の内容の概略は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所 在 地	東京都八王子市戸吹町1916番地外
	計画区域面積	約 21,445 m ²
	工事着工年月	平成6年1月(予定)
	稼動開始年月	平成10年4月(予定)
	処理能力	可燃ごみ及び破碎可燃ごみ 300トン/日 (焼却炉 100トン/日・炉×3基)
	工 場 棟	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ 約81m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ59m
	車 庫 等	約60台

1.4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民から意見が提出された。なお、関係市長からの意見は提出されなかった。

都民からの主な意見とそれに対する事業者の見解の概略は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 主な意見と見解の概略

主な意見	見解
<p>〔大気汚染〕 大気汚染が広がるのではないかと大変心配です。</p>	<p>計画工場は法令で定められた規制値よりも厳しい自己規制値を最高水準の排ガス処理設備の導入と適切な運転管理により遵守し、周辺環境に対する影響を最小限とするようにいたします。</p> <p>また、既設工場より厳しい排出ガス規制値を設け、これを遵守するため、実際には現在の戸吹清掃工場よりも大気汚染は軽減できるものと考えます。</p>
<p>〔土壤汚染〕 土壤調査を行わない理由として焼却灰の搬出処理があげられているが、搬出先での焼却灰中の有害物質の処分対策についても講じられたい。</p>	<p>焼却灰は高温でのスラグ化により重金属の溶出を防止し、再利用する計画です。</p> <p>また、バグフィルターで捕集した灰（飛灰）はセメント固化処理し、重金属の溶出を防止します。</p>
<p>〔全般〕 ①八王子市内の最終処分場の確保及び自区内での処理についてどのように考えているのか。</p>	<p>本市では、ごみの最終処分については、広域化の観点から広域処分組合に加入しており、平成6年度より広域処分組合の最終処分場に搬入する計画です。また、焼却灰及び不燃物のスラグ化、再利用等により、埋立量を極力減少させる方策を検討しています。</p>
<p>②八王子市がごみの減量化について本気で取り組んでいこうとしているとは考えられません。ごみの減量対策はどのようにお考えですか。</p>	<p>本市のごみの減量対策としては、資源物の分別収集等のごみ減量施策を積極的に展開するほか、一般市民に対してはパンフレット、キャンペーン等により、また、子供達に対しては、副読本等によりごみ減量の意識啓発に努めます。</p>
<p>③定期的に環境に対する検査を行い、その結果を正確に知らせて下さい。</p>	<p>東京都環境影響評価条例では、一般環境大気質等の事後調査が義務付けられているため、稼動開始後のある一定期間については、調査を行います。また、排出ガスの測定については、東京都清掃規則において年4回の測定が義務付けられています。更に、運転時において定期的に実施いたします。</p> <p>測定結果は、所定の場所を定め、住民の皆様方に結果を公表するようにします。</p> <p>更に、大気の状況については各地に東京都あるいは市の大気測定局があり、測定結果が公開されています。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

現在、稼動中の戸吹清掃工場（公称能力 240t/日）は、昭和49年度稼動の施設であり、既に18年を経過している。

このため、施設の老朽化が著しく、これに加えて、ごみ質の高カロリー化により、実処理能力は年々低下している。

一方、ごみ量については、昭和60年度以降の急激な増加は、平成2年度からは、やや鈍化したものの、人口の増加もあり、今後も増加するものと思われる。

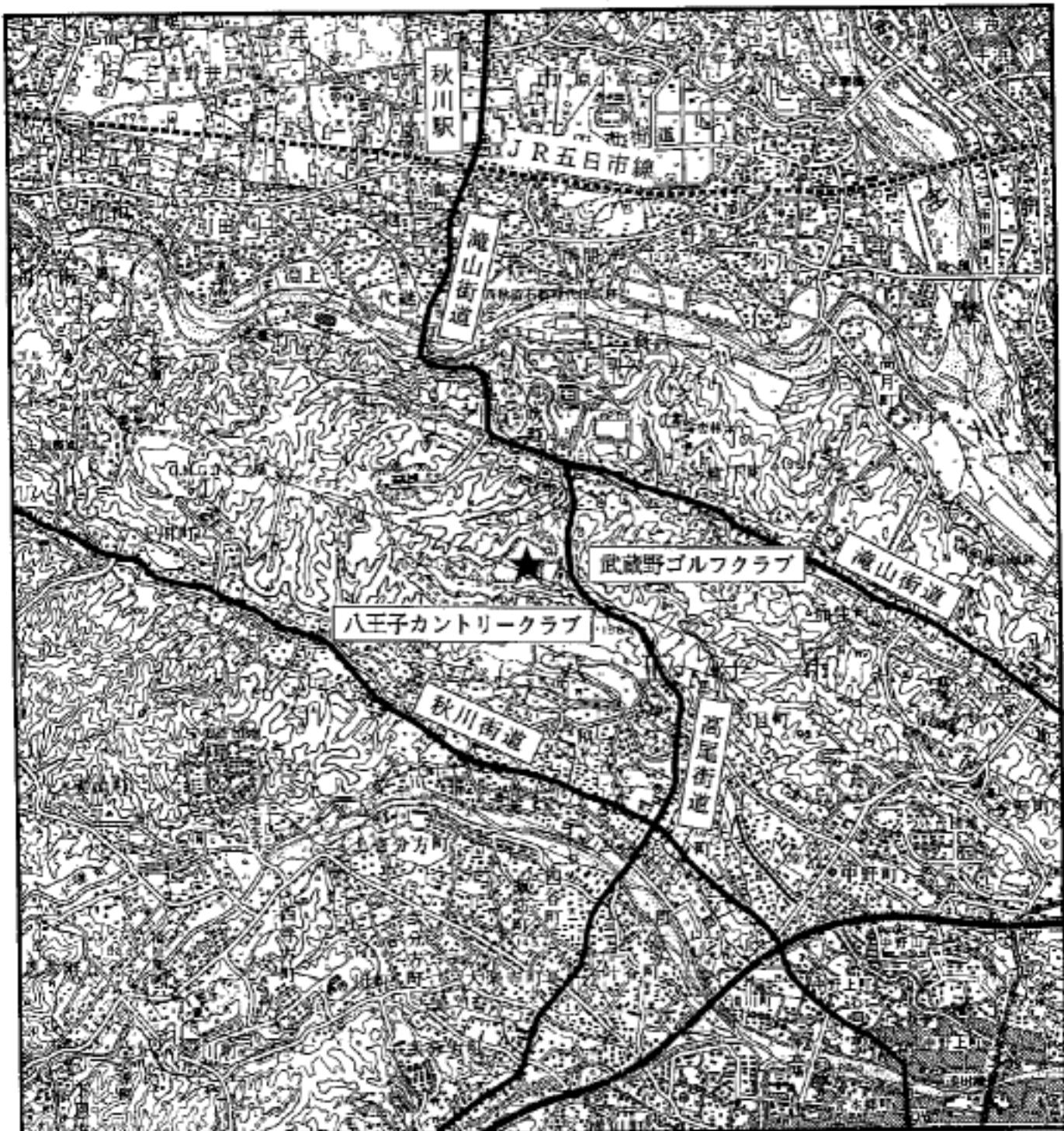
こうした事情により、現在の戸吹清掃工場の西側近隣地に公害防止対策等に十分配慮した新しいごみ処理施設を整備し、本市清掃行政の基本である「可燃ごみの全量焼却体制の確立」を図るものである。

なお、新しい施設の稼動に伴ない、現戸吹清掃工場は稼動を中止し、別途平成11年度に解体する計画である。

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

計画地は、図2.2-1に示すとおり、JR五日市線「秋川駅」南側約3kmの地点にある。計画地の東側には高尾街道、北側には滝山街道、南側には秋川街道が縦横に通っている。



凡例

★ : 計画地

— : 主要道路

---- : 鉄道



0 1,000 2,000m
1:50,000

注) 計画区域を施設敷地境界内を以降
「計画地」という。

図 2. 2-1 計画地の位置

2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1に、配置計画は、図2.2-2に示すとおりである。

表2.2-1 施設計画の概要

施 設		面 積	計 画 の 概 要
建 築 物	工 場 棟	約 5,458m ² (建築面積)	構造形式：鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約31m
	付 属 施 設	約 1,803m ² (建築面積合計)	管理棟、倉庫、車両整備庫、危険物庫、給油所、手洗洗車場、車庫等
	煙 突	約 10m ² (築造面積)	構造型式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ：59m
構 内 道 路・ 駐 車 場 等		約 8,066m ²	構内道路、来庁者駐車場
緑 地 等		約 6,108m ²	接道部緑地及び緩衝緑地等
合 计		約21,445m ²	

(2) 焼却設備計画

① 焼却設備の主要項目

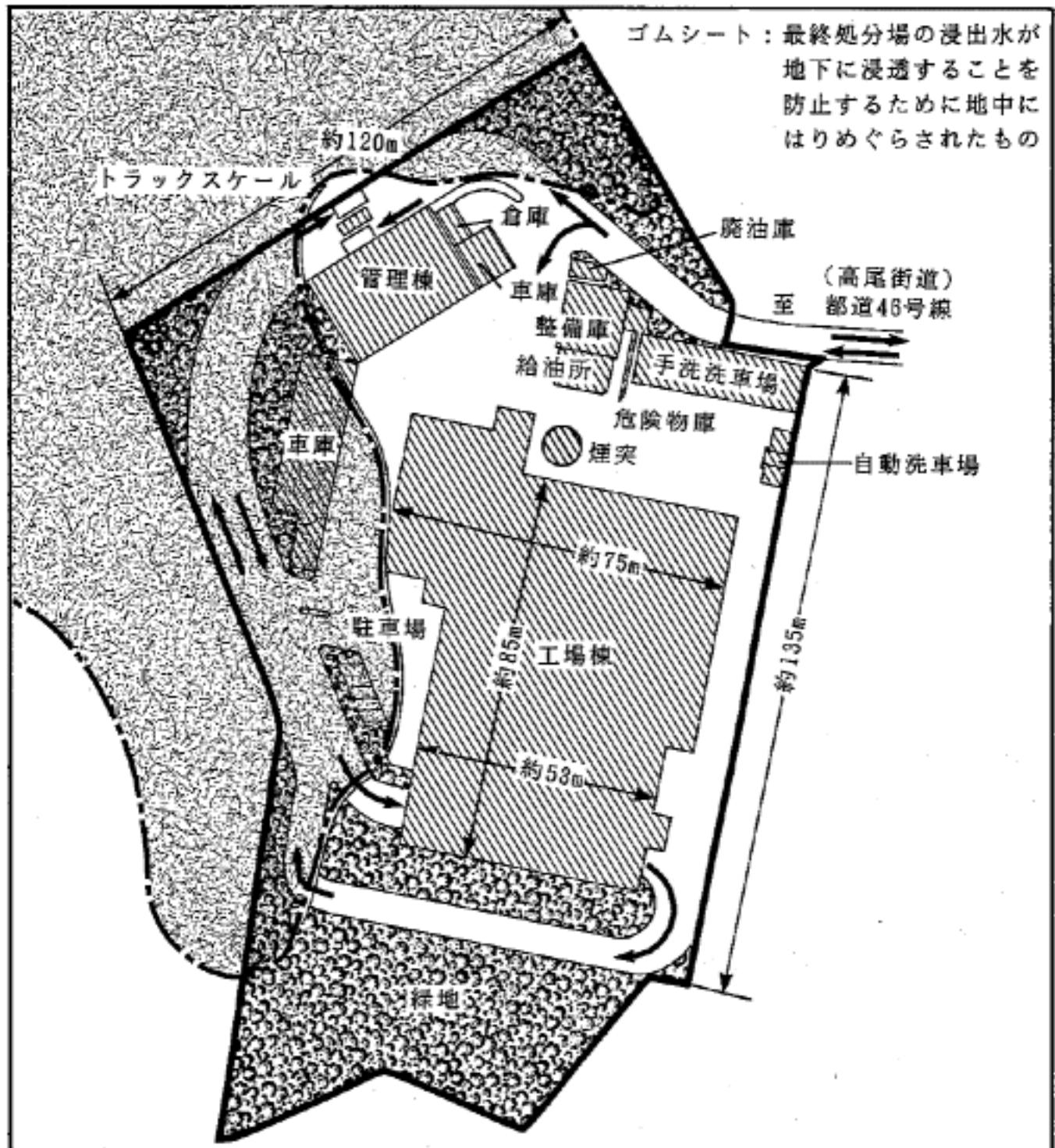
焼却設備の概要是表2.2-2に示すとおり、1日300tの可燃ごみを焼却することができる設備である。

表2.2-2 焼却設備の概要

項 目	既 存 工 場	計 画 工 場
処理能力	240t/日 (120t/日・炉×2基)	300t/日 (100t/日・炉×3基)
処理方式	全連続燃焼式 火格子焼却炉	全連続燃焼式 火格子焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ	*1 可燃ごみ及び破碎可燃ごみ *2
運転計画	1日24時間の連続運転 約170t/日焼却	1日24時間の連続運転 約300t/日焼却
搬入ごみ量	約200t/日 (週6日搬入)	約350t/日 (週6日搬入)

注) *1: 可燃ごみとは紙、木、ちゅうかい類等をいう。

*2: 破碎可燃ごみとは、不燃ごみ中から破碎選別した可燃ごみをいう。



凡例

- : 工場棟及び付帯施設
- : 構内道路、オープンスペース
- ▨ : 緑地
- ▨ : 駐車場
- : ごみ収集車走行ルート
- ▨ : ゴムシート

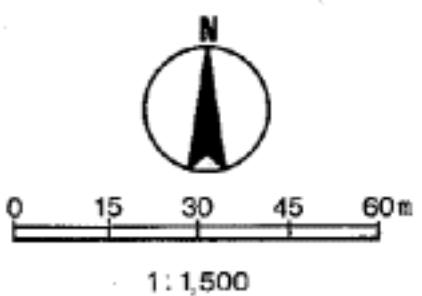


図2.2-2 施設配置計画

(3) 車両計画

① ごみの搬入及び灰等の運搬計画

(7) ごみの収集区域

八王子市北部区域

(4) ごみの搬入及び灰等の搬出日時

平 日（月曜日～金曜日） 8:30～17:00

土曜日 8:30～12:15

(5) 走行ルート及び車両台数

ごみ収集車の搬入ルートは、滝山街道または、秋川街道を経由し高尾街道に至る2ルートとし、現戸吹清掃工場の搬入ルートと同様とする。また、灰搬出車は、高尾街道から、滝山街道を経て東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の管理する最終処分場（日の出町所在）へ搬出する。

なお、計画目標年次（平成16年度）における計画工場及び戸吹破碎処理センターへの搬出入台数は、表2.2-3に示すとおりである。

表2.2-3 搬出入車両台数

区分	車両	車種	搬出入車両台数	
			現況 *1	計画
計画工場	ごみ収集車	大型車	延べ 104台	延べ 287台
	灰搬出車	大型車	延べ 2台	延べ 4台
戸吹破碎処理	ごみ収集車等	大型車	*3 延べ 53台	延べ 146台

注) ごみ収集車は、特殊車両であるため、大型車として扱った。

*1: 現況とは、現地調査結果に基づいた車両台数を示す。

*2: 戸吹破碎処理センターは平成4年5月に供用。

*3: 戸吹最終処分場への現況の車両台数を示す。

2.2.3 工事計画

(1) 建設工事の概要

建設工事の期間は、表2.2-4に示すとおりであり、平成6年1月に着工後、約51ヶ月を予定している。

表2.2-4 工事工程

	2 4	6 8	10 12	14 16	18 20	22 24	26 28	30 32	34 36	38 40	42 44	46 48	50 52
準備工事	■				■								
造成工事		■											
掘削工事			■										
く体工事						■	■	■	■	■	■	■	
外装工事													試運転
仕上げ工事										■	■	■	
外構・ 造園工事												■	

(2) 建設機械及び工事用車両台数

建設機械の稼動が最も多い時期は工事開始後約17～19ヶ月目のく体工事である。17ヶ月目の1日当りの最大建設機械稼動台数は、クレーン1台／日、バックホウ2台／日、ブルドーザ2台／日、ダンプトラック4台／日、コンクリートポンプ車2台／日、トラックミキサー車（生コン車）20台／日であり、合計31台／日が稼動する予定である。建設機械はいずれも低騒音型のものを使用する。

また、工事用車両の最も多い時期は工事開始後約18ヶ月日のく体工事であり、最も多い日の工事用車両台数は、1日当り大型車125台、小型車40台の予定である。

2.3 環境管理に関する計画等への配慮

2.3.1 上位計画に対する配慮

(1) 東京都環境管理計画

煙突からの排出ガス、施設稼動に伴う排出水や悪臭等については、その特性を充分検討のうえ、バグフィルターや、高度処理設備等の公害防止設備を設置し、周辺環境へ及ぼす影響を極力軽減するよう配慮した。

(2) みどりのフィンガープラン

計画区域に至る道路沿いは、既設道路の緑化と連続性を持たせる様に極力緑化するとともに、計画区域の南側には、まとまった緑地を配置し、その林縁部はマント植栽により樹木の保全を図るよう配慮した。

(3) 八王子21プラン

施設稼動により発生する熱及び蒸気は、廃熱ボイラー、発電機及び余熱利用施設にて有効利用し、処理水については、焼却炉へ噴霧する等の再利用を図るよう配慮するとともに、焼却灰は溶融設備により、減容化を図り、土木資材等として再利用するよう努める。

2.3.2 計画上の環境保全対策

(1) 大気汚染

清掃工場排出ガス中の汚染物質の排出を極力おさえるため、有害ガス処理設備、ろ過式集じん設備及び触媒脱硝設備を設け、排出ガスの処理を行うとともに、表2.3-1に示す厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。

表2.3-1 計画工場の公害防止対策

項目	根拠法	法規制値	自己規制値
大気汚染	ばいじん 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する總理府令(昭和57年總理府令第24号)	0.5 g/Nm ³ 以下	0.02g/Nm ³
	塩化水素 大気汚染防止法	430ppm以下	25ppm
	いおう酸化物 大気汚染防止法	K値規制 1,300ppm以下 (K値 6.42)	20ppm
窒素酸化物	大気汚染防止法 濃度規制	250ppm以下	69ppm (6.65Nm ³ /h)
水質汚濁	東京都公害防止条例	排水基準値	同左
騒音	騒音規制法	なし (指定地域外)	無指定地域の規制値
振動	振動規制法	なし (指定地域外)	無指定地域の規制値
悪臭	東京都公害防止条例	無指定地域の規制値	同左

(2) 悪臭

- ・ごみピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようとする。また、ごみピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除く。
- ・プラットホームの出入口にはエーカーテン及び自動扉を設ける。
- ・ごみピットには、投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。
- ・炉体止時については、ごみピットは完全密閉が可能な設計で、かつ、活性炭により脱臭し、臭気の外部漏洩を防止する。
- ・ごみ収集車は、自動洗車機及び手洗いにより洗車し、車両を清潔にする。
- ・工場内の構内道路または、工場周辺のごみ収集車が通行する道路は適宜洗浄する。

(3) 騒音、振動

- ・工場設備は原則として屋内に設置する。
- ・設備機器は堅固に取付け、騒音、振動の外部への伝達を遮断する。
- ・必要な機器には消音器をつける。

(4) 水質汚濁

- ・原則として、クローズドシステムによる再利用を図る。
- ・生活排水及び施設排水は砂ろ過までの高度処理を行う。

(5) 土上植物

計画区域に至る道路沿いは、既設道路の緑化と連続性を持たせるように極力緑化すると共に、計画地の南側にはまとまった緑地を配置する等約 6,108 m²の緑地を設ける。

(6) 電波障害

受信障害が発生した場合には、共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を行う。

(7) 景観

建築物による圧迫感などの影響を緩和するとともに、煙突のイメージを和らげるため、建築物の意匠等を軽快なものとする等、周辺の環境に充分配慮する。

2.3.3 工事の施行中の環境保全対策

- ・工事中の危険防止、保安及び防音対策として、必要に応じ仮囲いを工場敷地外周に設置し、敷地入口に仮門を設け交通整理員を配置する。
- ・工事中の粉じんの飛散防止のため、必要に応じて散水等を行う。
- ・工事中の騒音、振動の発生をおさえるため、できる限り低騒音の建設機械及び工法を採用すると併に、作業時においては速度の低速化等細心の注意を払う。
- ・水質汚濁が発生しないように、工事の施工中の漏水は、施設敷地内において、自然浸透させる。
- ・工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場を設ける。
- ・工事に伴い発生する残土は、戸吹最終処分場の覆土として利用するため、敷地外への搬出はしない。
- ・造成工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、文化財保護法に従って、適切に対処する。
- ・工事は、計画区域内にあるゴムシートの位置を確認し、破損のない様に留意して行う。なお、ごみが発生した場合には、戸吹最終処分場内に埋め立てる。